

令和2年度

第1回 石狩市社会教育委員の会議

令和2年 6月26日（金）15時00分～
石狩市公民館 視聴覚室

—会議次第—

- 1 教育長あいさつ
- 2 委員及び関係職員紹介
- 3 委員長・副委員長選出
- 4 委員長あいさつ
- 5 社会教育委員について（P2～5）
- 6 報告
 - （1）令和2年度石狩管内社会教育委員連絡協議会総会（書面会議）について（P6～19）
 - （2）新型コロナウイルス感染症対策等について（P20～23）
- 7 議事
 - （1）令和2年度石狩市芸術文化振興奨励補助金について（P24～30）
 - （2）令和2年度社会教育委員の取り組みについて（当日配布）
- 8 その他

石狩市教育委員会

石狩市社会教育委員名簿

(基準日 令和2年6月1日)

	区分	氏名	性別	年齢	新規・継続	所属団体等	期数
1	学校教育関係者	城野 文久	男	58	新規	石狩市校長会	1
2	社会教育関係者	二上 朋子	女	74	継続	NPO 法人石狩市文化協会	2
3		林 一元	男	76	継続	いしかり市民カレッジ運営委員会	2
4		大橋 修作	男	74	継続	石狩ユネスコ協会	5
5		小笠原 英史	男	47	新規	石狩市 PTA 連合会	1
6	家庭教育向上に資する活動	近藤 宏	男	60	継続	石狩市私立認定こども園振興会	3
7	を行うもの	納谷 眞智子	女	68	継続	石狩トーク☆クラブ	2
8	学識経験者	渡邊 真奈美	女	39	新規	浜益区	1
9		大内 さつき	女	56	継続	厚田区コミュニティ「ゆめ倶楽部」役員	2
10		木村 純	男	69	継続	北海道大学名誉教授	5
11		船木 幸弘	男	58	継続	藤女子大学人間生活学部准教授	3
12		永田 志津子	女	69	継続	札幌大谷大学社会学部教授	2
13		出口 寿久	男	57	新規	北海道科学大学教授	1
14	一般公募	高橋 美恵子	女	73	継続		5
15		松本 史子	女	66	継続		3

- 1 定数 15人以内（石狩市社会教育委員条例第3条）
- 2 任期 2年（石狩市社会教育委員条例第4条）
- 3 委嘱期間 令和2年6月1日～令和4年5月31日
- 4 委員構成 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、教育委員会が行う公募に応じた者（石狩市社会教育委員条例第2条）

5. 社会教育委員について

○社会教育

【教育基本法】

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

【社会教育法】

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

○社会教育委員

【社会教育法】

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

※「文部科学省令」＝〈社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令〉

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第十八条

の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

【石狩市社会教育委員条例】

(委嘱の基準)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 教育委員会が行う公募に応じた者

(定数)

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の任期を承継するものとする。

○社会教育行政

【社会教育法】

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに

家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

○社会教育関係団体

【社会教育法】

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする

場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

○社会教育委員の職務

【社会教育法】

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

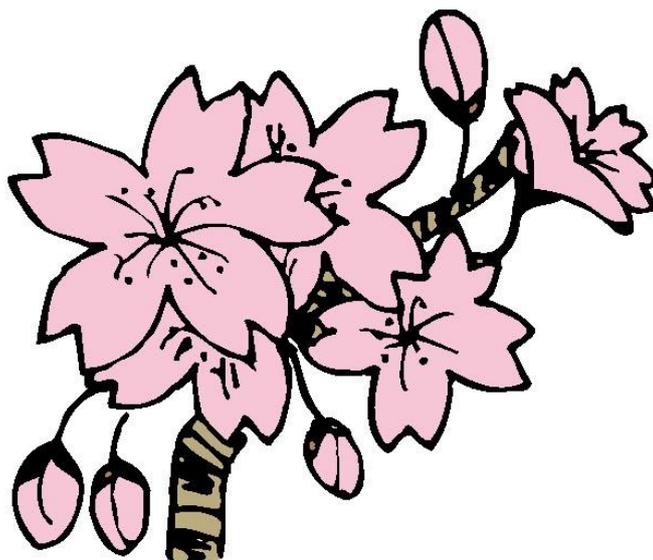
6 報告

(1) 令和2年度石狩管内社会教育委員連絡協議会総会（書面会議）について

令和2年度

石狩管内社会教育委員連絡協議会

総会（書面会議）



令和2年4月

◇◇石狩管内社会教育委員連絡協議会◇◇

令和2年度 石狩管内社会教育委員連絡協議会総会
(書面会議)

協議事項

- | | |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 令和元年度 事業報告 |
| 第2号議案 | 令和元年度 収支決算報告 |
| 第3号議案 | 令和元年度 会計監査報告 |
| 第4号議案 | 令和2年度 活動方針 (案) |
| 第5号議案 | 令和2年度 事業計画 (案) |
| 第6号議案 | 令和2年度 収支予算 (案) |

《議案第1号》

平成31年度 事業報告

1. 北海道社会教育委員連絡協議会総会

日時：平成31年4月19日（金）14時30分～

会場：かでの2・7 10階 1030会議室

内容：平成30年度事業報告、収支決算報告及び監査報告について

2019年度活動方針、事業計画及び会計予算 ほか

参加者数：1名（道社連協監事：木村会長）

2. 石狩管内社会教育委員連絡協議会 総会

日時：平成31年4月10日（水）14時30分～

会場：石狩市公民館 一般研修室

内容：平成30年度事業報告及び収支決算報告、監査報告について

平成31年度活動方針、事業計画及び収支予算についてほか

参加者数：18名

3. 第39回北海道市町村社会教育委員長等研修会

日時：2019年7月8日（月）～9日（火）

会場：かでの2・7 4階大会議室・520研修室・820研修室

内容：研究主題『地域コミュニティの維持・復活と社会教育委員のかかわり』

～社会教育と学校教育の連携・協働を進めるために～

○事例発表・テーマ「社会教育と学校教育の連携・協働を進めるために」

・発表者 釧路町、士別市、知内町、登別市、稚内市の社会教育委員

・コーディネーター 北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課主幹

五十嵐 秀介 氏

○グループワーク（2会場に分かれ、ワールドカフェ方式）

4. 令和元年度石狩管内市町村社会教育委員等研修会（開催地：千歳市）

日時：令和元年11月26日（火）

会場：北ガス文化ホール（千歳市民文化センター）4階大会議室

（千歳市北栄2丁目2番11号）

内容：

- (1) ゲストトーク「私が考える社会教育委員の役割」
ゲストスピーカー 千歳市社会教育委員の会議元委員長 村井 政孝 氏
同 浜 一穂 氏
千歳市社会教育委員の会議前委員長 釣 晴彦 氏
- (2) 基調講演 「新しい公共づくりに貢献する社会教育の役割」
～社会教育委員の役割を中心に～
講師 八洲学園大学教授 浅井 経子 氏
- (3) 事例発表 発表者 恵庭市恵み野小学校区コミュニティスクール推進協議会
千歳市信濃1・2丁目地区通学合宿実行委員会
- (4) グループディスカッション
現代の社会教育を取り巻く課題と今後果たすべき社会教育委員の役割について
ファシリテーター 北海道教育庁石狩教育局社会教育指導班主査 国枝 知 氏
参加者数 (全 60 名)

5. 第59回北海道社会教育研究大会 (十勝大会)

兼 全国社会教育委員連合北海道ブロック大会 (開催地：帯広市)

主管：第59回北海道社会教育研究大会 (十勝大会) 実行委員会

日時：令和元年10月10日 (木) ～11日 (金)

会場：全体会 帯広市民文化ホール 交流会 ホテル日航ノースランド

分科会 とかちプラザ

内容：

- (1) 開会式
- (2) 表彰式 令和元年度北海道社会教育委員連絡協議会表彰
- (3) 記念講演 「誰もが輝くプラチナ社会」
～人生100年時代の地域づくりと教育～
講師 プラチナ構想ネットワーク会長 元東大総長
(株)三菱総合研究所理事長 小宮山 宏 氏
- (4) パネルディスカッション
「令和の依田勉三」応援フォーラム。
・コーディネーター 岩谷 史人 氏 (幕別町社会教育委員長)
・パネラー 4人 (高校生複数人を含む)
- (5) 分科会 6分科会構成 (下記参照)

《議案第2号》

令和2年度 収支決算報告

【収入の部】

(単位：円)

科目	決算額 (A)	予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	摘要
繰越金	233,402	233,402	0	
助成金	140,000	140,000	0	道社連協 85,000円 管内教育委員会協議会 55,000円
負担金	252,000	249,000	3,000	管内市町村より @3,000円×84名
雑収入	2	98	△ 96	預金利息
計	625,404	622,500	2,904	

【支出の部】

(単位：円)

科目	決算額 (A)	予算額 (B)	比較増減 (A) - (B)	摘要
事務費	432	40,000	△ 39,568	切手代、振込手数料
研修費	121,651	220,000	△ 98,349	管内研修(千歳市)
負担金	252,000	249,000	3,000	道社連協負担金 @3,000円×85名
参加旅費	11,300	15,000	△ 3,700	【道社連総会・理事会】 参加旅費、交流会会費
予備費	0	98,500	△ 98,500	
計	385,383	622,500	△ 237,117	

(収入 625,404円) - (支出 385,383円) = 240,021円 (次年度に繰越)

《議案第3号》

令和元年度 会計監査報告

令和元年度会計に係る監査を執行したので、その結果を次のとおり報告する。

記

1. 監査完了期日 令和2年4月7日
2. 監査の対象 令和元年度会計
3. 監査の結果 関係帳簿及び書類等につき総合的に審査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和2年4月7日

石狩管内社会教育委員連絡協議会

監事（千歳市） 五十嵐 隆子



監事（当別町） 浜上 尚也



令和2年度 活動方針（案）

新型コロナウイルス感染症が世界に広がり、私たちの社会と社会教育のあり方が問われています。

人口減少・過疎化、高齢化、ネット・スマホの普及、グローバル化、地域コミュニティのつながりの希薄化、格差や貧困の拡大がすすむなかで、地域社会において住民自身の学習を通じて、課題解決を図り、地域づくりをすすめる社会教育の役割がますます重要になっています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、公民館や図書館、博物館の多くが休館に至り、予定されていた事業が中止に追い込まれています。皆が集まっても学ぶという社会教育が大切にしてきたことを実践することが不可能な事態に直面しています。1985年に採択された「ユネスコ学習権宣言」は、社会教育・生涯学習で学ぶ権利は決して「不要不急」なものとは捉えず、学習権は「未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。（それは）人間の生存にとって不可欠な手段である」と述べたことがあらためて思い起こされます。

昨年は我が国では、河川の氾濫が頻発しました。新型の感染症の発生も地球温暖化や生物多様性が失われるなど地球環境の変化と結びついたもので、私たちの社会は、まさに「大災害の時代」に入り、予想もしない事態が毎年のように起こりうるのです。そのようななかで、地域の社会教育をどのように進めていくか、まさに私たちの創造性が問われているのです。

2015年9月の国連総会では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で、2016年から2030年までの国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されました。ここでは、経済成長、社会的包摂、環境保護を重点に、格差を是正し、貧困を撲滅し、社会的弱者に社会参加の機会を保障する民主的で平和な持続可能な社会をめざすことが国際的なミッションとされ、子どもを重要なパートナーとして位置づけています。学校でも防災学習や環境学習がすすめられています。共生、多様性が尊重され、「想定外」が言い訳とされない未来を築くためには、子どもたちと共に学び、誠実に向き合うことが求められています。コミュニティスクールの取組が広がり、社会教育と学校の連携が重視されるようになり、このことがより重要になっています。

社会教育委員制度は、社会教育行政に地域住民の意見を反映させるために教

育委員会の諮問機関として設けられているものです。私たち自身が積極的に学び、地域住民のニーズや地域課題を把握し、積極的に社会教育行政に反映させることによって、地域づくりの一翼となる社会教育委員の活動を推進していきましょう。

石狩管内社会教育委員連絡協議会の歴史と伝統を引継ぎ、責務の重要性を自覚し、研修機会を積極的に設け、自己研鑽や相互交流を図るなかで、北海道社会教育委員連絡協議会に結集、協働しながら、石狩管内の社会教育の充実と発展を目指して以下のことを今年度の活動方針とします。

〔推進事項〕

1. 地域が今どんな課題を抱えているか、そのためにどんな学習が求められているかに関心を持ち、自らが積極的に学び、地域住民との対話をすすめ、社会教育の振興、生涯学習の推進に努めます。
2. 研修活動や情報交流活動を積極的に行い、社会教育委員としての役割の自覚と資質向上を図るとともに、社会教育関係職員とともに学び、協働しながら、研修成果を地域に還元します。
3. 教育委員会との情報の共有に努め、学校教育と社会教育との連携をすすめます。

《議案第5号》

令和2年度 事業計画（案）

1. 石狩管内社会教育委員連絡協議会総会（書面会議）

日時：令和2年4月

会場：

内容：令和元年度事業報告、収支決算報告、監査報告
令和2年度活動方針（案）及び事業計画（案）について
令和2年度収支予算（案）についてほか

2. 北海道社会教育委員連絡協議会総会（書面会議）

日時：令和2年4月

会場：

内容：令和元年度事業報告
令和元年度決算報告、会計監査報告
令和2年度活動方針（案）、並びに事業計画（案）
令和2年度予算（案）ほか

3. 第40回北海道市町村社会教育委員長等研修会

日時：令和2年7月6日（月）～7日（火）

会場：札幌市（かでの2・7）

4. 第60回北海道社会教育研究大会（渡島大会）

日時：令和2年10月8日（木）～9日（金）

会場：函館市（未定）

5. 石狩管内市町村社会教育委員等研修会

日時：（調整中）

会場：新篠津村

内容：研修テーマ（未定）
・基調講演 など

《議案第6号》

令和2年度 収支予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

科目	R O 2 予算額(A)	R O 1 予算額(B)	比較増減 (A) - (B)	摘要
繰越金	240,021	233,402	6,619	
助成金	140,000	140,000	0	管内教育委員会協議会 55,000円 道社連協 85,000円
負担金	252,000	249,000	3,000	管内市町村より @3,000円×84名
雑収入	79	98	△ 19	預金利息 他
計	632,100	622,500	9,600	

【支出の部】

（単位：円）

科目	R O 2 予算額(A)	R O 1 予算額(B)	比較増減 (A) - (B)	摘要
事務費	40,000	40,000	0	事務用品、郵便代、振込手数料、会場 使用料 等
研修費	220,000	220,000	0	管内研修(新篠津村)
負担金	252,000	249,000	3,000	道社連協負担金 @3,000円×84名
参加旅費	15,000	15,000	0	【道社連総会・理事会】 参加旅費、交流会会費
予備費	95,500	98,500	△ 3,000	
計	622,500	622,500	0	

役員・研修会場等の割当表

年度	会 長 (事務局)	副会長	監 事	研修会場	備 考
平成26	恵庭市	新篠津村	石狩市	当別町	道社連協理事：恵庭市 道社連協評議員：新篠津村・石狩市
27			江別市	石狩市	
28	新篠津村	石狩市	江別市	江別市	道社連協理事：新篠津村 道社連協評議員：石狩市・江別市
29			当別町	北広島市	
30	石狩市	江別市	当別町	恵庭市	道社連協理事：石狩市 道社連協評議員：江別市・当別町
31			千歳市	千歳市	
令和2	江別市	当別町	千歳市	新篠津村	道社連協理事：江別市 道社連協評議員：当別町・千歳市
3			北広島市	当別町	
4	当別町	千歳市	北広島市	石狩市	道社連協理事：当別町 道社連協評議員：千歳市・北広島市
5			恵庭市	江別市	
6	千歳市	北広島市	恵庭市	北広島市	道社連協理事：千歳市 道社連協評議員：北広島市・恵庭市
7			新篠津村	恵庭市	
8	北広島市	恵庭市	新篠津村	千歳市	道社連協理事：北広島市 道社連協評議員：恵庭市・新篠津村
9			石狩市	新篠津村	
10	恵庭市	新篠津村	石狩市	当別町	道社連協理事：恵庭市 道社連協評議員：新篠津村・石狩市
11			江別市	石狩市	
12	新篠津村	石狩市	江別市	江別市	道社連協理事：新篠津村 道社連協評議員：石狩市・江別市
13			当別町	北広島市	

※ 年度の会長職は、道社連協理事となる。

※ 年度の副会長職及び上段の監事職は、道社連協評議員となる。

石狩管内社会教育委員連絡協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、石狩管内社会教育委員連絡協議会と称し、事務局を会長所在地市町村の教育委員会に置く。

(組織)

第2条 この会は、石狩管内市町村の社会教育委員及び社会教育に関する審議会等委員で組織する。

(目的)

第3条 この会は、石狩管内各市町村社会教育委員等が連絡協議を図り、石狩管内の社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員資質の向上の研鑽
- (2) 管内的な社会教育事業の協力
- (3) 社会教育の調査研究
- (4) 社会教育相互の情報交換
- (5) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
- 3 理事は、会務を分担する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の選任及び任期)

第7条 役員は、総会で選出する。

- 2 会長、副会長及び理事は、各市町村の委員を代表する者から選考する。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(事務局員)

第8条 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

(総会及び役員会)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年1回会長が招集し、事務報告及び決算、事業計画及び予算、役員選出、規約改正その他重要事項について審議決定する。

3 役員会は、総会決定事項の執行及び緊急事項の処理に当たる。

4 会長は、必要に応じ、臨時総会を招集することができる。

(経理)

第10条 この会の経理は、会費、助成金、その他をもって充てる。

(会計)

第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会の規約は、昭和32年3月13日から施行する。

附 則

本会の規約は、昭和38年5月15日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和39年4月23日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和42年6月19日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和44年5月10日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和47年9月8日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、平成12年4月21日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、平成17年4月15日から施行する。(一部改正)

役員名簿

(令和2年4月1日)

市町村名	氏名	現役職	備考 (総会後)
江別市	高木玲子	副会長	会長
千歳市	五十嵐隆子	監事	監事
恵庭市	松田一則		
北広島市	本橋健治		監事
石狩市	木村純	会長	
当別町	浜上尚也	監事	副会長
新篠津村	佐藤千佳		

6 報告

(2) 新型コロナウイルス感染症対策等について

○主な社会教育課所管施設の休館日程（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）

2020/6/15現在

石狩市公民館	学び交流センター	カルチャセンター	双葉小陶芸室
3/4～3/31休館	3/4～3/31休館	2/28～4/5休館	2/28～3/24休館
4/1～4/14開館	4/1～4/14開館	4/6～4/14開館	3/25～4/14開館
4/15～5/31休館	4/15～5/31休館	4/15～6/21休館	4/15～6/21休館
6/1～開館	6/1～開館	6/22～開館	6/22～開館

※高岡ふれあい研修センター（アリーナ部分のみ）・美登位創作の家（創作棟D部分（体育館）及び宿泊棟のみ）は、3/20～3/31・4/15～5/31休館。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館となった社会教育施設の損失補填（予定）額

- ・学び交流センター 118,000円（2～3月分）
- 100,544円（4～5月分）
- ・美登位創作の家 37,130円（4～5月分）

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

（新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための対応として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設されたもの）

- ・「石狩映像アーカイブ配信事業」（予算：220万円）

本市における過年度における記録撮影済み素材、及び本市が保管する既存の完成済み映像作品に、企画構成、デジタル化、及び編集作業を行い、視聴した石狩市民が、本市が持つ魅力や価値、歴史の移り変わりなどを効果的に把握して、郷土愛を高めることに資するユーチューブ用動画を作成する。

○中止または延期となった社会教育関係事業（社会教育課・公民館分）

（令和2年6月18日現在）

事業名	対応	日程	延期予定	場所	備考
第32回石狩市公民館まつり	中止	3/7、8	—	公民館	
いしかり市民カレッジ第21回修了証授与式	中止	3/11	—	市役所庁舎	
いしかり市民カレッジ講座（講座1、3、4、5、まちの先生1）	延期	4月～7月	未定	北コミ	
いしかり市民カレッジ講座（講座2、6、7、8、9、11、まちの先生2）	中止	5月～10月	—		バス使用講座
いしかり市民カレッジ展	中止	5/11～5/29	—	かでの2・7ほか	
シニアプラザ「はまなす学園」	延期	4/20～2/15	8/17以降	北コミ	
あい風寺子屋教室	延期	5/15～	6/19以降	花川南小・紅南小	1～3年生（両校）対象
情操教育セカンドプログラム“The Music”	中止	6/3	—	厚田総合センター	厚田学園・浜益中学校 対象
情操教育スタートプログラム「おしゃべランド」	中止	6/15～18、23	—	アートウォームほか	市内全小学1年生 対象
ロビーコンサート（オカリナ：個人）	延期	6/25	8月以降	市役所ロビー	
令和2年度 市P連単P会長・市教委交流会	中止	例年6月末か7月初旬	—	市民プール2階	
あい風コンサート（厚田学園）	中止	7/6	—	厚田学園	
ロビー展（油彩画：個人）	中止	7/6～7/10	—	市役所ロビー	
ロビーコンサート（合唱：団体）	中止	7/9	—	市役所ロビー	
あい風コンサート（生振小学校）	延期	7/20	11/17	生振小学校	
ロビー展（版画・切り絵等：個人）	中止	7/27～7/31	—	市役所ロビー	
サイエンスツアー	中止	例年8月初旬	—	北海道大学	
令和2年度Kitaraファースト・コンサート	中止	9/17,18,29,30	—	札幌コンサートホールkitara	

【参考】

令和元年度 社会教育施設等の利用状況

■学び交流センター

(単位：人、件、%)

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年度合計	前年度比
		学 び 交 流 セ ン タ ー	人数	1,659	1,532	1,560	1,895	1,550	1,586	2,175	1,678	1,560	1,477	1,542	0	18,214
	件数	178	172	187	215	170	175	219	183	164	153	186	0	2,002	1,915	4.5

■カルチャーセンター

(単位：人、件、%)

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年度合計	前年度比
		紅 南 小	人数	776	636	636	794	1,027	687	909	743	456	368	419	0	7,451
	件数	37	37	39	40	37	41	54	46	32	29	33	0	425	459	▲ 7.4

■公民館

(単位：人、件、%)

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年度合計	前年度比
		本 館	人数	1,672	1,554	1,599	1,832	1,607	3,622	1,814	1,609	1,497	1,555	1,452	75	19,888
	件数	118	110	126	134	121	130	119	119	115	111	108	23	1,334	1,547	▲ 13.8
樽 川 分 館	人数	577	428	233	1,019	281	302	411	310	364	568	585	9	5,087	6,447	▲ 21.1
	件数	47	39	23	36	32	50	37	45	43	43	37	1	433	585	▲ 26.0
美 登 位 分 館	人数	88	18	59	62	35	83	20	68	112	50	134	0	729	711	2.5
	件数	5	1	4	4	2	4	1	3	8	2	13	0	47	49	▲ 4.1
合 計	人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25,704	28,155	▲ 8.7
	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,814	2,181	▲ 16.8

■研修センター等

(単位：人、件、%)

施設名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度合計	前年度比
		高岡ふれあい 研修センター	人数	139	146	171	322	222	84	63	109	132	95	78	129	1,690
	件数	14	4	8	7	6	3	2	8	14	7	9	19	101	106	▲ 4.7
北生振ふれあい 研修センター	人数	153	30	37	115	67	79	30	58	61	36	96	7	769	1,311	▲ 41.3
	件数	13	4	5	14	8	7	6	5	5	3	6	2	78	110	▲ 29.1
五の沢ふれあい 研修センター	人数	12	6	27	35	40	28	26	18	36	48	49	58	383	352	8.8
	件数	2	1	4	6	6	2	4	3	6	6	6	9	55	54	1.9
生振ふれあい 研修センター	人数	165	67	89	110	223	81	101	79	174	59	69	45	1,262	2,000	▲ 36.9
	件数	14	6	12	16	9	6	14	7	13	9	16	6	128	176	▲ 27.3
合計	人数	469	249	324	582	552	272	220	264	403	238	292	239	4,104	5,415	▲ 24.2
	件数	43	15	29	43	29	18	26	23	38	25	37	36	362	446	▲ 18.8
美登位 創作の家	人数	321	244	142	372	605	566	146	321	149	142	208	215	3,431	3,670	▲ 6.5

7 議事（1）令和2年度石狩市芸術文化振興奨励補助金について

議事 **令和2年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業について**
計画概要一覧

1	事業名	(仮称) 喜多直毅・黒田京子スペシャル・コラボ・ライブ 一心を揺さぶるヴァイオリンとピアノによる日本再生祈念コンサート										
	事業者	特定非営利活動法人アートウォーム 理事長 住 吉 央 行										
	内容等	【内容】 喜多直毅（きたなおき）は現在、日本において最もユニーク、かつ先鋭的な活動を行うヴァイオリン奏者の一人。ピアノ奏者の黒田京子とはこれまでもデュオとしての演奏を重ねており、2008年にアルバム『空に吸はれし心』では、お互いのオリジナル作品やスタンダード、映画音楽、日本の愛唱歌等を収録し、タイトルの通り喜多の敬愛する石川啄木（喜多と同郷）の世界観を軸として表現している。このライブをアートウォームで開催することで、現在の世界的な新型コロナウイルスの感染症の蔓延を乗り越えた後の癒しの音楽になることを期待し、多くの市民に提供する。										
		【実施時期】 ①令和2年10月4日（月）										
		【会場】 アートウォーム										
		【全体参加者】 市民及び近隣住民 90人（市内小中高生は無料）										
	団体の活動	花畔レンガ倉庫「アートウォーム」を管理運営し、市内での開催が難しい、小中規模の地域文化活動の発表の場・交流の機会を提供すると共に、質の高い文化芸術に触れ合う機会を創出している。										
		【結成】 平成13年7月13日（法人化取得：平成16年8月20日）										
		【会員数】 14人（石狩市在住9人、市外在住5人）										
	補助対象 基準	団体要件	規約・組織	○	市内団体	○	市税の滞納	無				
事業要件		芸術文化活動振興事業(3)										
事業費	1,119,980 円 (補助対象経費 1,111,180円)	内訳	委託料	1,080,000円	需用費	5,500円	食料費	8,800円（補助対象外）	役務費	20,680円	賃借料	5,000円
要望額	500,000円											
交付内定額（案）	385,000円											

議事 **令和2年度石狩市芸術文化振興奨励補助金交付対象事業について**
計画概要一覧

2	事業名	「石狩市内小・中・高等学校 校歌集」発刊事業										
	事業者	石狩市郷土研究会 会長 村山 耀一										
	内容等	【内容】 ・現存する18校、閉校した41校、併せて59校の概要と校歌（含楽譜）の調査、収集を行う。 ・各学校の概要、校歌の歌詞、楽譜を編集し、校歌集を作成する。 ・校歌を歌唱したものをCD化する。										
		【実施時期】①令和2年7月～令和3年3月										
		【会場】										
		【集客予定】一般市民 人										
	団体の活動	会誌「いしかり暦」の刊行（年1回） 月例会の開催 古文書勉強会の開催										
		【結成】昭和35年 3月30日 【会員数】37人（石狩市在住29人、市外在住8人）										
	補助対象 基準	団体要件	規約・組織	○	市内団体	○	市税の滞納	無				
		事業要件	文化財保護・保存推進事業(1)									
事業費	300,000円 (補助対象経費 300,000円)	内訳	報償費	80,000円	旅費	10,000円	印刷費	160,000円	CD製作費	35,000円	消耗品費	15,000円
要望額	150,000円											
交付内定額 (案)	115,000円											

参考：石狩市芸術文化振興奨励補助金交付事業一覧

(千円)

年度	件名	団体・個人名	金額	計
21	石狩手づくり食品の会地産地消レシピ集発刊	石狩手づくり食品の会	350	350
22	第3回泉流恵千翔会 舞踊の集い	泉流恵千翔会	178	500
22	アンディー先生のストリート・マジック鑑賞事業	NPO法人こども・コムステーション・いしかり	145	
22	石狩ユネスコ協会創立30周年事業	石狩ユネスコ協会	118	
22	三味線と朗読の和みのタペ	NPO法人ひとまちつなぎ石狩	59	
23	いしかりミュージカル	石狩青年会議所	200	200
24	コル・ソナーレ20周年記念演奏会	コル・ソナーレ	150	485
24	アルバ・コラーレ30周年記念誌作成	アルバ・コラーレ	85	
24	アートウォームオープン10周年記念イベント「今、そして未来へ」	NPO法人アートウォーム	175	
24	支部創立10周年記念 吟詠・剣詩舞大会	聖月流日本吟剣詩舞道会石狩支部	75	
25	泉流恵千翔会 泉恵千翔 師籍30周年記念公演	泉流恵千翔会	260	260
26	打楽器で世界旅行&LIVE「Hello To The World」	特定非営利活動法人 アートウォーム	260	463
26	「書の研究」石狩市書道協会第15回記念展覧会 併設：浅野玉城の世界	「書の研究」石狩市書道協会	203	
27	歌一華 15周年記念の集い	カラオケ同好会 歌一華	70	480
27	石狩文芸同好会40周年事業	石狩文芸同好会	210	
27	「浜益の碑」刊行事業	石狩市郷土研究会	200	
28	第39回全日本おかあさんコーラス全国大会出場事業	コル・ソナーレ	180	500
28	中学生のための特別ジャズライブ	特定非営利活動法人 アートウォーム	320	
29	「暮らしに生かす食文化」～石狩の味噌づくりとうかたま～	いしかり農産物加工グループ連絡協議会	250	500
29	小檜山博文学を読む会15周年記念事業	小檜山博文学を読む会	130	
29	聖月流日本吟剣詩舞道会・石狩支部発足15周年記念大会	聖月流日本吟剣詩舞道会石狩支部	120	
30	寿窯創立35周年記念作品展	寿窯陶芸クラブ「陶寿会」	130	500
30	日本・アルゼンチン国交樹立120周年記念 地球からの贈り物！ジャズを超える「ガイア・ミュージック」ライブ	特定非営利活動法人 アートウォーム	370	
R1	北の風土を刻む —福岡幸一 銅版画の世界—	福岡 幸一	285	285

※ 同じ事業者者に2年続けて交付しないと定めたのはH17から

H27は歌一華以外は申請額

○石狩市芸術文化振興奨励補助金交付要綱

平成9年3月31日教育長決定

[注] 平成17年から改正経過を注記した。

改正

平成11年11月1日教育長決定

平成17年3月25日教育長決定

平成19年3月30日教育長決定

平成20年3月11日教育長決定

石狩市芸術文化振興奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の自主的、主体的な芸術文化活動を支援するため、予算の範囲内で石狩市芸術文化振興奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付し、石狩市における文化活動の充実及び振興を図り、もって個性豊かな地域文化の創造に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に定める団体又は個人が行う別表に掲げる事業で、次条に定めるところにより算出した補助対象経費の額の合計が20万円以上であるもの

(1) 次に掲げる要件を満たす団体

- ア 団体の規約を有し、活動目的が明確であること。
- イ 団体の代表者が明確であること。
- ウ 自ら経理及び監査をする機構を有すること。
- エ 主として市内に居住する者で構成され、活動の拠点が市内にあること。
- オ その日常的な活動が地域の芸術文化の発展に寄与していると認められること。
- カ 現に市税を滞納していない団体であること。

(2) 次に掲げる要件を満たす個人

- ア 市内に住所を有し、現に市内に居住していること。
- イ 活動の拠点が継続的に市内にあること。
- ウ その日常的な活動が地域の芸術文化の発展に寄与していると認められること。
- エ 現に市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の算定の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費（謝礼金に限る。）
- (3) 旅費
- (4) 需用費（補助事業団体・個人の食糧費を除く。）
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 原材料費
- (9) 負担金（交流会費・懇親会費を除く。）

2 前項に掲げる経費のうち、国、北海道その他の団体が行う補助及び石狩市が行う他の補助の対象となったものは、補助対象経費から除く。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額の範囲内で必要と認められる額とする。

2 1事業当たりの補助金の額は、50万円以下とする。ただし、特に必要と認める場合には、50万円を超えて補助することができる。

(事前手続)

第5条 補助金を交付しようとするときは、芸術文化活動振興事業に係わるものにあつては、社会教育委員の会議の意見を、文化財保護・保存推進事業に係わるものにあつては文化財保護審議会の意見を、あらかじめ聴くものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 その目的に変更を来すことなく第3条第1項に掲げる各経費を20%以内の範囲で増減する場合は、石狩市補助金等交付規則（昭和63年規則第3号。以下「規則」という。）第5条第1項に定める軽微な変更として処理するものとする。

(補助金交付の制限)

第7条 補助金は、1の事業について1回に限り交付する。ただし、1の事業者については、2年
続いて交付しない。

(補則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年11月1日教育長決定)

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日教育長決定)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教育長決定)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日教育長決定)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業名	事業の内容
芸術文化活動振興事業	<p>(1) 演劇、音楽、郷土芸能、美術、文芸等の研修及び発表その他これに類する地域文化の振興に寄与すると認められる事業</p> <p>(2) 文化団体等の指導者を育成する講習会その他これに類するものを開催する事業</p> <p>(3) 広く市民に芸術鑑賞の機会を提供する事業</p> <p>(4) 海外又は他の市町村等との文化交流を目的とする発表、公演その他これに類する事業</p>
文化財保護・保存推進事業	<p>(1) 文化財の保護・保存等を図ることを目的とする事業</p> <p>(2) 文化財の保護・保存に係わる指導者及びボランティアを育成することを目的とする事業</p> <p>(3) 文化財保護思想の普及を目的とする事業</p>